

東広島市監査公表第2号

地方自治法第242条第9項の規定により、別紙のとおり東広島市長から住民監査請求に係る勧告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

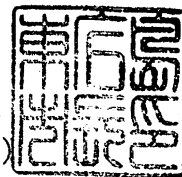
令和2年6月3日

東広島市監査委員	水戸晃
同	重河格
同	加藤祥一

東広総第29号
令和2年5月29日

東広島市監査委員 水戸 晃 様
同 重河 格 様
同 加藤 祥一 様

東広島市長 高垣 廣徳
(総務部総務課)



監査結果に基づく必要な措置について（通知）

令和2年3月27日付け東広監委第56号で勧告のあった住民監査請求に基づく
監査結果について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。



勧告に基づき講じた措置について

令和2年3月27日付け東広監委第56号で勧告のあった住民監査請求に基づく監査結果について、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 措置の内容

対象団体である A 協議会に対し、補助事業の実施に関する経過を記録し、補助金についての収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、支出についてはその内容を証する書類を整理し、それらを適切に保管するよう指導を行った。

併せて、間接補助事業者に対しても同様の対応を求めるよう、指導を行った。特に、令和2年度以降の補助金の実績報告について、全ての間接補助事業者の収支を記載した書類を提示するよう、指導を行った。

また、事務範囲を明確にするため、協議会に専任の会計担当を置くよう、併せて指導を行った。

2 指導年月日

令和2年5月21日



令和2年5月21日

A 協議会長 様

東 広 島 市 長
(管 財 課)

住民監査請求に係る監査結果及び今後の事務処理について

令和2年2月7日付けで受理された住民監査請求（ A 協議会から提出された平成30年度東広島市財産区団体活動事業補助金の実績報告書）について、監査委員から市長に勧告がありました。

つきましては、当該補助金に係る今後の事務処理について、次のとおり適切に対応されるようお願いします。

(1) 令和元年度補助金について

協議会から補助金を支出した団体（地域団体等）に対して、収支を記載した書類の提出を求めるとともに、その書類を3か月以内に管財課長に提示してください。

(2) 令和2年度以降補助金について

- ア 補助事業の実施に関する経過を記録してください。
- イ 収入額及び支出額を記載した帳簿を備えてください。
- ウ 支出については、その内容を証する書類を整理してください。
- エ 上記アからウまでについて、事業完了の翌年度から5年間適切に保管してください。
- オ 協議会から補助金を支出した団体（地域団体等）に対しても、上記アからウまでと同様の対応を求めてください。
- カ 上記オについて、収支を記載した書類の提出を受けてください。
- キ 協議会に専任の会計担当を置いてください。
- ク 上記イ・ウについては、実績報告書に添付して市に提出してください。
- ケ 上記カについては、管財課長に提示してください。
- コ 上記アについては、管財課長の求めに応じ提示してください。